

鳥取県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年10月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市徳尾字土手崎309-2地先から同市徳尾字熊ヶ坪472-3地先まで	変更前	23.8~54.5	360.0
		変更後	23.8~76.7	360.0
鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾字上岸312-1地先から同市嶋字宮ノ元119-3地先まで	変更前	6.9~30.0	1,040.0
		変更後	8.3~52.6	1,042.0
麻生国府線	八頭郡八頭町市場字中土井246-1地先から同町市場字下古市場295-1地先まで	変更前	7.0~19.1	224.0
		変更後	7.6~19.1	224.0
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山95地先から同字97地先まで	変更前	7.0~8.3	246.0
		変更後	8.2~20.7	241.0